

報告第 2 号

小城市文化振興補助金交付要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 26 年 4 月 24 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

小城市文化振興補助金は、市内で郷土芸能の保存継承活動等を行っている団体に対し補助金を交付しているが、近年指導者不在、会員減少のため解散される団体がある。また、新規に立ち上げる団体もあるため今回、交付要綱の第 2 条（補助金対象団体及び補助金額）の別表の補助対象団体を改める必要があったためと小城市補助金等交付規則との条ずれがあり改正したので報告する。

小城市告示第 26 号

小城市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する告示

小城市文化振興補助金交付要綱(平成 17 年小城市告示第 171 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 12 条」を「第 13 条」に改める。

第 5 条中「第 15 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

補助対象団体名	補助金額
小城町山鉾保存会	定額
晴田注連元行事保存会	
三日月町女相撲甚句保存会	
甲柳原面浮立保存会	
三日月龍王浮立保存会	
柿樋瀬太鼓浮立保存会	
谷青少年浮立保存会	
内砥川鉦浮立保存会	
練ヶ里子供太鼓浮立	
牛津宿場華太鼓	
佐賀ムツゴロウ王国芦刈太鼓浮立同好会	
六丁新地踊り保存会	
芦刈町太鼓浮立同好会	
弁財太鼓浮立同好会	
上砥川子供宮座保存会	
下砥川太鼓浮立保存会	
小城棒踊りの会	
小城太鼓	

うしづ仁 加倶楽部	
芦刈音頭保存会	
小城郷土史研究会	
高田保馬博士顕彰会	
小城少年少女合唱団	
津の里楽団	

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

小城市文化振興補助金交付要綱（別表）新旧対照表

現行		改正案		備考
(補助対象団体及び補助金額) 第2条 補助金の交付の対象団体及び補助金額は、別表のとおりとする。		(補助対象団体及び補助金額) 第2条 補助金の交付の対象団体及び補助金額は、別表のとおりとする。		
補助対象団体名	補助金額	補助対象団体名	補助金額	
WARAWANBA 隊	定 額	小城町山鉾保存会	定 額	
小城太鼓		晴田注連元行事保存会		
小城少年少女合唱団		三日月町女相撲甚句保存会		
津の里楽団		甲柳原面浮立保存会		
小城町山鉾保存会		三日月龍王浮立保存会		
小城棒踊りの会		柿樋瀬太鼓浮立保存会		
小城郷土史研究会		谷青少年浮立保存会		
佐賀ムツゴロウ王国芦刈女性太鼓 浮立同好会		内砥川鉦浮立保存会		
六丁新地踊り保存会		練ヶ里子供太鼓浮立		
芦刈町太鼓浮立同好会		牛津宿場華太鼓		
牛王太鼓浮立保存会		佐賀ムツゴロウ王国芦刈太鼓 浮立同好会		
弁財太鼓浮立同好会		六丁新地踊り保存会		
小路区面浮立保存会		芦刈町太鼓浮立同好会		
芦刈町下古賀面浮立保存会		弁財太鼓浮立同好会		

芦刈町下古賀子供面浮立保存会		上砥川子供宮座保存会				
柿樋瀬太鼓浮立保存会		下砥川太鼓浮立保存会				
谷青少年浮立保存会		小城棒踊りの会				
内砥川鐘浮立保存会		小城太鼓				
上砥川子供宮座保存会		うしづ仁 加倶楽部				
練ヶ里子供太鼓浮立		芦刈音頭保存会				
三日月町女相撲甚句保存会		小城郷土史研究会				
甲柳原面浮立保存会		高田保馬博士顕彰会				
三日月龍王浮立保存会		小城少年少女合唱団				
川内浮立保存会		津の里楽団				
高田保馬博士顕彰会						
牛津宿場華太鼓						

小城市文化振興補助金交付要綱

平成 17 年 6 月 17 日

告示第 171 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日告示第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、まちづくりの活性化を図るため、地域の特色を生かした地域性豊かなまちづくりを推進する文化振興団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成 17 年小城市規則第 39 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象団体及び補助金額)

第 2 条 補助金の交付の対象団体及び補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、当該年度の 7 月 31 日とし、その提出部数は、1 部とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(実績報告)

第 4 条 規則第 13 条に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から 30 日以内とし、その提出部数は、1 部とする。

(補助金等交付請求書)

第 5 条 規則第 16 条第 1 項に規定する補助金等交付請求書は、様式第 1 号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 17 年 6 月 17 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日告示第 26 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

報告第3号

小城市 PTA 研究大会補助金交付要綱の制定について

小城市 PTA 研究大会補助金交付要綱を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 4 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

本市で開催される第 59 回佐賀県 PTA 研究大会の経費の一部を補助することにより、同大会の円滑な実施と本市 PTA 活動の充実を図ることを目的として補助金を交付するために、補助金交付要綱を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市告示第 号

小城市 PTA 研究大会補助金交付要綱

(目的)

第1条 本市で開催される第59回佐賀県PTA研究大会の経費の一部を補助することにより、同大会の円滑な実施と本市PTA活動の充実を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内とする。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年5月31日限り、その効力を失う。